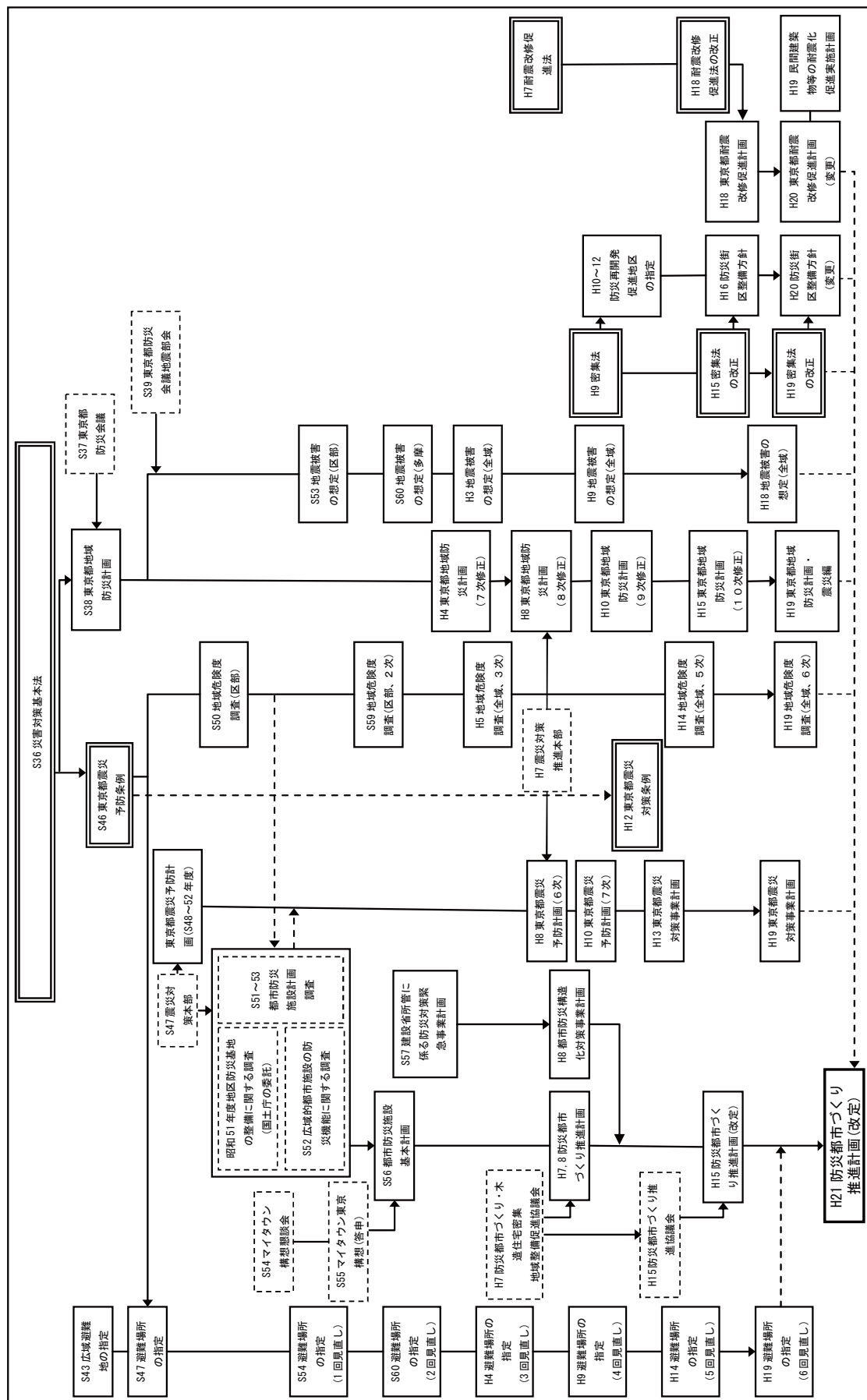


■ 資 料 ■

資料 1 防災都市づくり計画の経緯

東京都の防災都市づくり計画の経緯



注：Sは昭和、Hは平成を示しています。法律、条例については、制定または改正年、計画等については策定又は改定年を示しています。

資料 2 延焼遮断帯の形成状況

1 延焼遮断帯の形成状況

延焼遮断帯の形成状況は、表資 1、2 及び図資 1 のとおりです。

表資 1 延焼遮断帯形成状況¹⁰³

地域	種別	延長 (km)	形成済み 延長 (km)	形成率 (%)		
				平成 18 年	平成 8 年	増 加 ポイント
区部	骨 格 防 災 軸	466	452	97	94	3P
	主要延焼遮断帯	264	163	62	51	11P
	一般延焼遮断帯	677	318	47	38	9P
	小計	1,407	933	66	59	7P
市部 ¹⁰⁴	骨 格 防 災 軸	71	50	69	63	6P
	主要延焼遮断帯	48	27	56	43	13P
	一般延焼遮断帯	154	32	21	16	5P
	小計	273	109	40	33	7P
全域	骨 格 防 災 軸	537	502	93	90	3P
	主要延焼遮断帯	312	190	61	49	12P
	一般延焼遮断帯	831	350	42	34	8P
	計	1,680	1042	62	55	7P

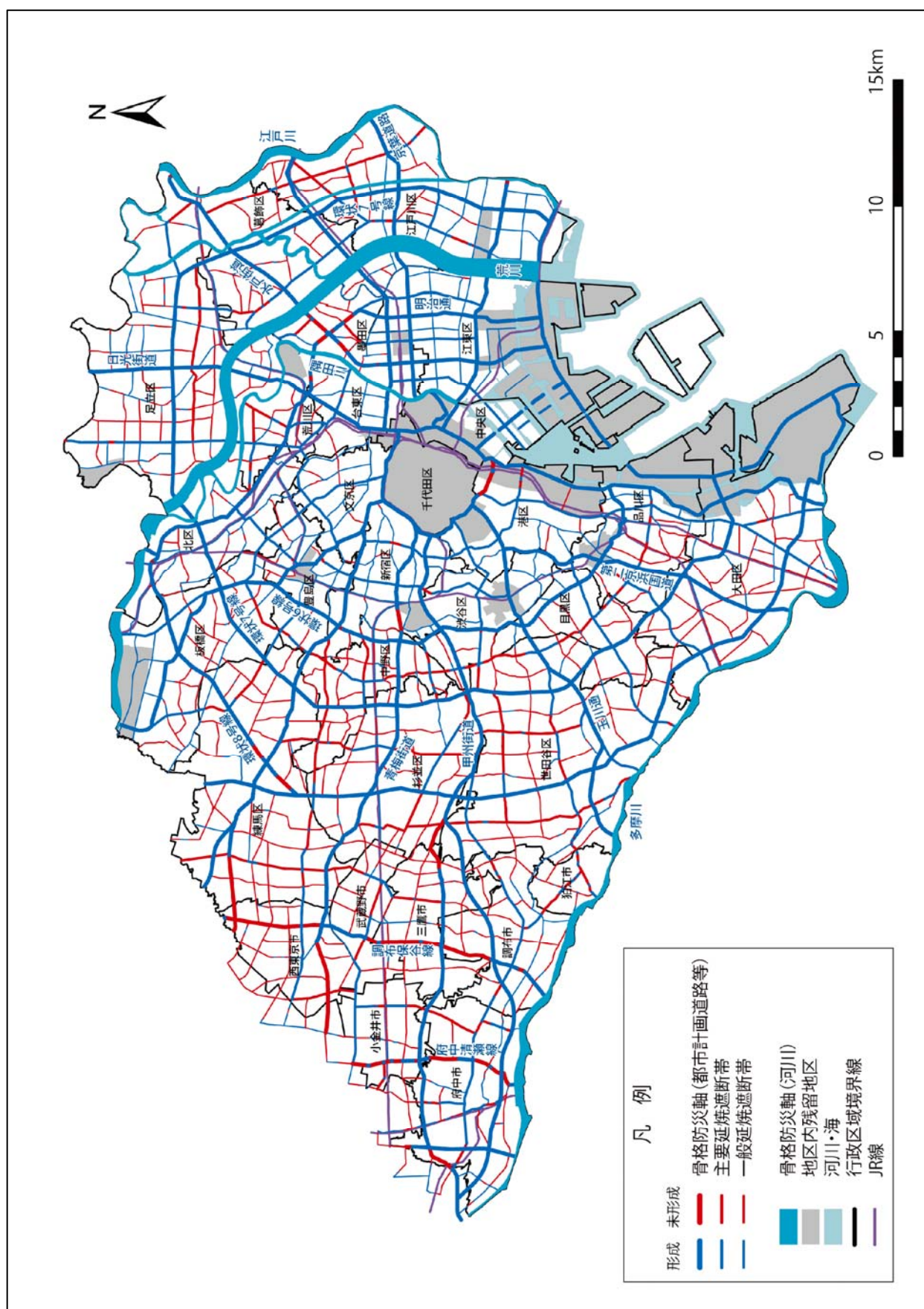
表資 2 重点整備地域内の延焼遮断帯形成状況

No.	地域名称		延長 (km)	形成済み 延 長 (km)	形成率（％）			27 年度 目標値
					平成 18 年	平成 8 年	増加 ポ ー ント	
1	大森中地区		9.1	6.4	70	58	12P	80%
2	林試の森周辺・荏原地区	品川区	15.1	6.7	44	29	15P	55%
		目黒区	6.7	3.5	52	38	14P	60%
3	世田谷区役所・三宿・太子堂地区		8.3	3.2	39	24	15P	50%
4	中野南台地区		3.3	0.6	18	10	8P	40%
5	東池袋地区		5.0	4.1	82	62	20P	95%
6	十条地区		4.3	2.8	65	58	7P	70%
7	大谷口地区		5.3	2.0	39	39	0P	85%
8	町屋・尾久地区		12.1	6.4	53	48	5P	75%
9	西新井駅西口周辺地区		4.7	2.1	45	37	8P	50%
10	鐘ヶ淵周辺・京島地区		11.9	5.5	46	32	14P	55%
11	立石・四ツ木地区		8.5	6.5	76	70	6P	80%
重点整備地域合計			94.3	49.8	53	41	12P	65%

¹⁰³ 本頁表中各年の延焼遮断帯形成率は以下により算出

- ・平成 18 年の延焼遮断帯の形成率は、平成 18 年土地利用現況調査(区部)及び平成 19 年土地利用現況調査(多摩)による沿道の不燃化率、東京都都市計画地理情報システム都市計画道路現況(平成 18 年調査)による道路の形成状況から算出
- ・平成 8 年の延焼遮断帯の形成率は、平成 8 年土地利用現況調査による沿道の不燃化率、東京都都市計画地理情報システム都市計画道路現況(平成 11 年調査)による道路の形成状況から算出
- ・端数処理の関係で、合計及び形成率が一致しない場合がある。

¹⁰⁴ 市部は、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、西東京市、狛江市の 7 市



図資 1 延焼遮断帯形成状況

2 延焼遮断帯の未形成要因

延焼遮断帯の区分ごとの未形成要因は、下表のとおりです。

表資 3 延焼遮断帯未形成要因¹⁰⁵

区分	延長 (km)	未形成 延長 (km)	未形成要因 (km)		
			沿道の不燃化が 進んでいない	道路等が未整備	道路等が未整備 かつ沿道の不燃 化が進んでいない
骨格防災軸	537	36	5 (14%)	25 (69%)	6 (17%)
主要延焼遮断帯	312	123	37 (30%)	29 (24%)	57 (46%)
一般延焼遮断帯	831	481	151 (31%)	65 (14%)	266 (55%)
合計	1,680	638	193 (30%)	119 (19%)	328 (51%)

3 優先路線等の整備状況

前回計画において、優先路線に位置付けられた都市計画道路の骨格防災軸、重点整備地域内の延焼遮断帯のうち、事業が完了し、延焼遮断帯が形成された路線は下表のとおりです。

表資 4 延焼遮断帯が形成された優先路線（骨格防災軸）

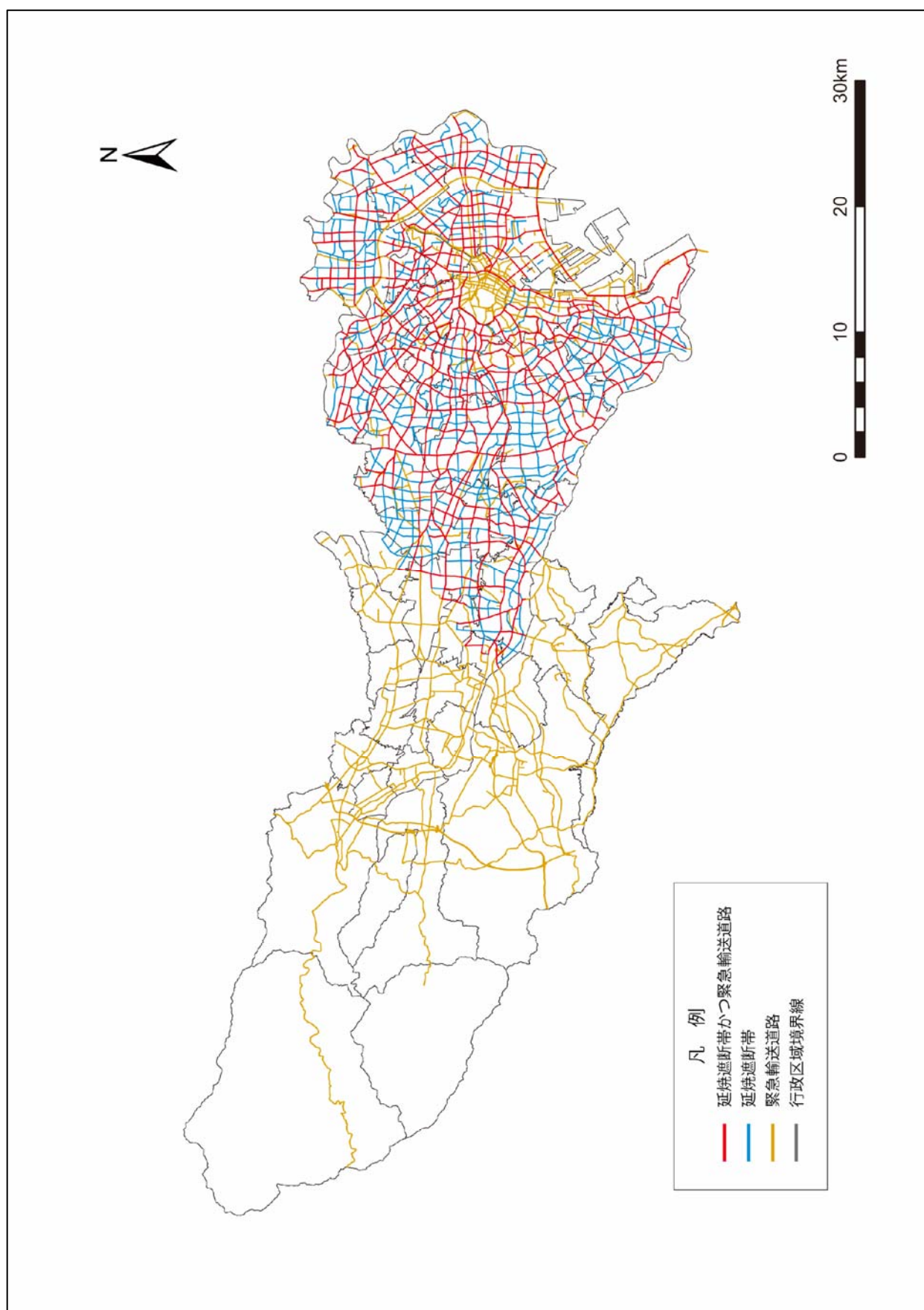
路線名	代表的な丁目（整備区間）	延長 (km)
放射 16 号線	江東区南砂 3 丁目	0.3
放射 16 号線	江東区新砂 3 丁目～江戸川区清新町 1 丁目	2.6
放射 16 号線	江東区新砂 3 丁目	0.2
放射 34 号線支 1	中央区晴海 2 丁目	0.3
放射 34 号線支 1	江東区豊洲 6 丁目	0.5
放射 34 号線支 1	江東区有明 1 丁目～有明 2 丁目	0.7
環状 8 号線	北区赤羽 1 丁目	0.2
府中 3・3・8	府中市北山町 2 丁目	0.2
府中 3・3・8	府中市武蔵台 2 丁目～北山町 4 丁目	0.4
府中 3・4・7	府中市是政 5 丁目	0.4
調布 3・2・6	調布市下石原～多摩川 2 丁目	0.6
調布 3・2・6	調布市富士見町 3 丁目～深大寺北町 6 丁目	2.1
小平 3・3・3	小平市花小金井南町 3 丁目	0.3

表資 5 延焼遮断帯が形成された優先路線（重点整備地域内）

路線名	代表的な丁目（整備区間）	地区面積 (ha)
環状 8 号線	大田区南蒲田 1～3 丁目、大田区西糀谷 3・4 丁目、大田区萩中 2・3 丁目	10.5
環状 7 号線	JR 京浜東北線付近～板橋区境	3.5
放射 8 号線	環状 7 号線～板橋区大山町	24.6
放射 13 号線	四ツ木橋～補助 274 号線	13.5

注：地区面積は、都市防災不燃化促進事業実施面積

¹⁰⁵・本表の未形成要因は、平成 18 年土地利用現況調査（区部）及び平成 19 年土地利用現況調査（多摩）による沿道の不燃化率、東京都都市計画地理情報システム都市計画道路現況（平成 18 年調査）による道路の形成状況から算出
 ・「道路等が未整備」は、現道がない場合、事業中である場合、現道が計画幅員を満たしていない場合をいう。
 ・端数処理の関係で、合計及び形成率が一致しない場合がある。



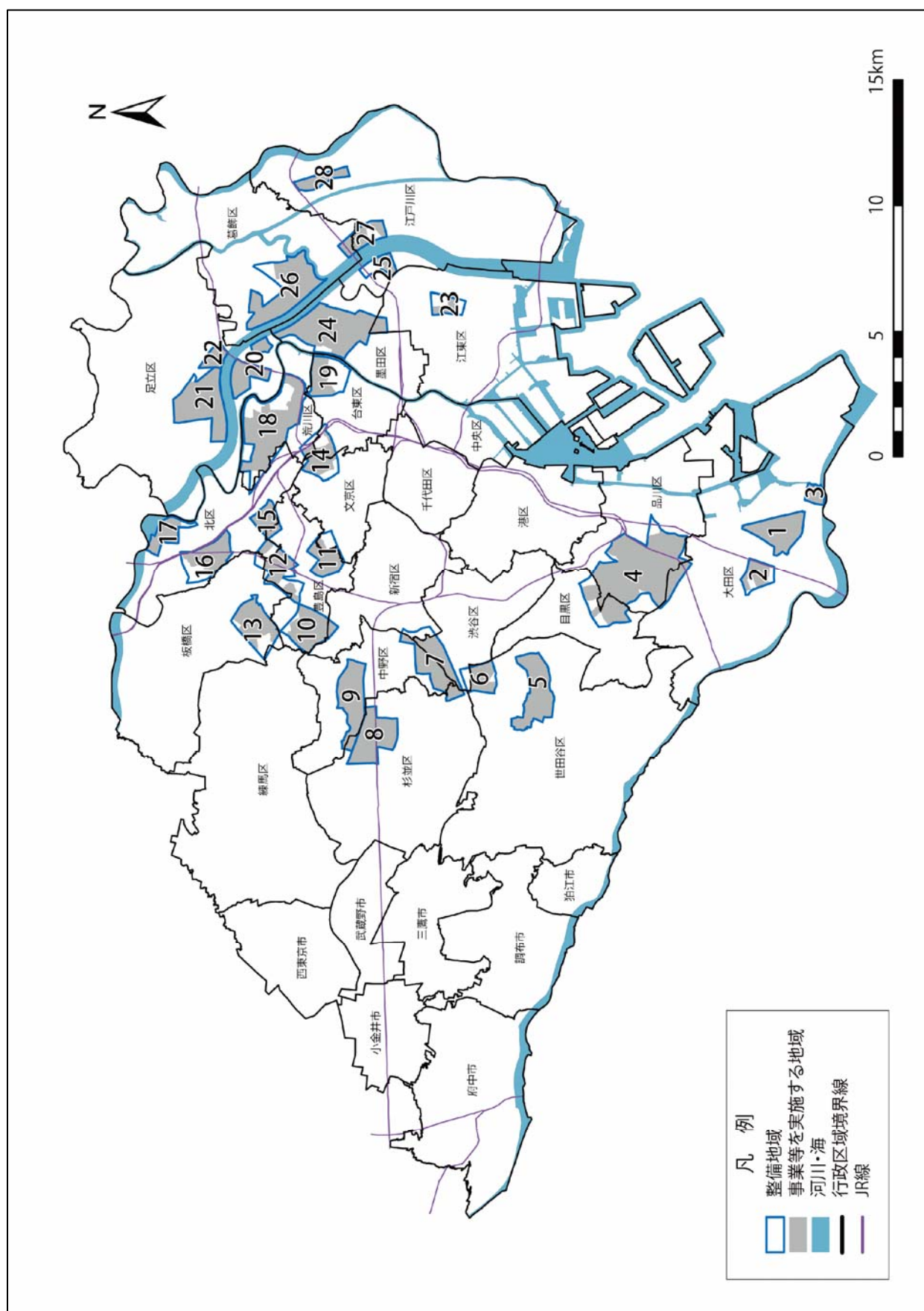
図資2 延焼遮断帯・緊急輸送道路

資料３ 不燃領域率の向上に資する事業等を展開する地域

第３章において指定した整備地域の整備に当たって、不燃領域率の向上に資する事業等を展開する地域及び各地域の面積は表資６及び図資３のとおりです。

表資６ 整備地域のうち不燃領域率の向上に資する事業等を実施する地域

No.	地域名称	指定面積 (防災生活圏)	不燃領域率の向上に資する 事業等を実施する地域
1	大森中地域	約 232 ha	約 232 ha
2	西蒲田地域	約 121 ha	約 94 ha
3	羽田地域	約 50 ha	約 50 ha
4	林試の森周辺・荏原地域	約 1,027 ha	約 942 ha
5	世田谷区役所周辺・三宿・太子堂地域	約 288 ha	約 288 ha
6	北沢地域	約 134 ha	約 103 ha
7	南台・本町（渋）・西新宿地域	約 326 ha	約 288 ha
8	阿佐谷・高円寺周辺地域	約 273 ha	約 273 ha
9	大和町・野方地域	約 270 ha	約 270 ha
10	南長崎・長崎・落合地域	約 233 ha	約 218 ha
11	東池袋・大塚地域	約 172 ha	約 137 ha
12	池袋西・池袋北・滝野川地域	約 239 ha	約 154 ha
13	大谷口周辺地域	約 249 ha	約 198 ha
14	千駄木・向丘・谷中地域	約 212 ha	約 137 ha
15	西ヶ原・巣鴨地域	約 103 ha	約 103 ha
16	十条・赤羽西地域	約 227 ha	約 165 ha
17	志茂地域	約 123 ha	約 112 ha
18	荒川地域	約 591 ha	約 448 ha
19	浅草北部地域	約 208 ha	約 120 ha
20	千住地域	約 168 ha	約 168 ha
21	西新井駅西口一帯地域	約 373 ha	約 369 ha
22	足立地域	約 63 ha	約 63 ha
23	北砂地域	約 87 ha	約 44 ha
24	墨田区北部・亀戸地域	約 514 ha	約 499 ha
25	平井地域	約 78 ha	約 43 ha
26	立石・四つ木・堀切地域	約 433 ha	約 382 ha
27	松島・新小岩駅周辺地域	約 135 ha	約 106 ha
28	南小岩・東松本地域	約 88 ha	約 88 ha
	計	約 7,000 ha	約 6,100 ha



図資3 整備地域のうち不燃領域率の向上に資する事業等を実施する地域

資料 4 整備地域の整備の予定

表資 7 整備地域（重点整備地域を除く）の整備の予定

No.	地域名称	関係区	事業区分	事業主体	事業地区名	事業中・ 予定の別
2	西蒲田地域	大田区	新防火	都	整備地域内	予定
		大田区	緑道整備	区	呑川緑道軸	事業中
3	羽田地域	大田区	まちづくり の合意形成	区		予定
4	林試の森周辺 ・荏原地域	大田区	沿地区	区	大田区環七地区	実施中
		品川区	新防火	都	整備地域内	実施中
		品川区	街路	都	補助 26 号線	事業中
		品川区	不燃化	区	補助 26 号線その 2 地区	実施中
		品川区	不燃化	区	滝王子通り	予定
		品川区	街路	都	環状 6 号線	事業中
		品川区	街路	都	補助 28 号線	事業中
		品川区	街路	区	補助 163 号線（補助 26 号線以南）	事業中
		品川区	街路	区	補助 163 号線支線 1	
		品川区	街路	区	品川区画街路第 4 号線	
		品川区	街路	区	補助 205 号線 I 期区間及び II 期区間	
		品川区	再開発	組合	大崎駅西口中地区	事業中
		品川区	再開発	組合	大崎駅西口南地区	事業中
		品川区	再開発	組合	大井町西地区	実施中
		品川区	木密	区	西品川 2・3 丁目地区	予定
		品川区	地区計画	区	戸越 1 丁目地区	実施中
		品川区	地区計画	区	西大井駅周辺地区	実施中
		品川区	地区計画	区	滝王子通り地区	予定
		品川区	地区計画	区	滝王子通り周辺地区	予定
		品川区	沿地区	区	品川区中原街道地区	実施中
5	世田谷区役所 周辺・三宿・ 太子堂地域	世田谷区	新防火	都	太子堂 4 丁目	実施中
		世田谷区	新防火	都	若林 1 丁目	予定
		世田谷区	地区計画	区	整備地域内	予定
		世田谷区	木密	区	太子堂 4 丁目地区	事業中

注 1：事業区分は P.185 参照

注 2：事業中・予定の別は平成 20 年度末現在

No.	地域名称	関係区	事業区分	事業主体	事業地区名	事業中・予定の別
6	北沢地域	渋谷区	街路	都	補助 26 号線	事業中
		渋谷区	地区計画	区	笹塚一丁目地区	予定
		世田谷区	新防火	都	整備地域内	予定
		世田谷区	街路	都	放射 23 号線	事業中
		世田谷区	街路	都	補助 26 号線(放射 23 号線以南)	事業中
		世田谷区	街路	区	補助 54 号線	事業中
		世田谷区	連立	都	小田急小田原線	事業中
		世田谷区	地区計画	区	北沢 3・4 丁目地区	実施中
		世田谷区	木密 (UR) ※1	区	北沢 3・4 丁目地区	事業中
		世田谷区	防災街区	区	北沢 5 丁目・大原 1 丁目地区	実施中
		世田谷区	木密	区	北沢 5 丁目・大原 1 丁目地区	事業中
		世田谷区	新防火	都	北沢 5 丁目・大原 1 丁目地区	予定
7	南台・ 本町（渋）・ 西新宿地域	渋谷区	街路	都	環状 6 号線	事業中
		渋谷区	木密 (UR) ※1	区	本町 1～6 丁目	事業中
		渋谷区	地区計画	区	本町 2・3 丁目地区	実施中
		渋谷区	防災街区	区	本町 2・4・5・6 丁目地区	実施中
		渋谷区	不燃化	区	東大周辺	予定
		渋谷区	木密	区	幡ヶ谷地区	予定
		新宿区	街路	都	環状 6 号線	事業中
		新宿区	街路	都	放射 24 号線	事業中
		新宿区	再開発	—	西新宿五丁目中央南地区	予定
		新宿区	再開発	—	西新宿五丁目中央北地区	予定
		新宿区	再開発	—	西新宿五丁目北地区	予定
		新宿区	地区計画	区	西新宿五丁目中央北地区	実施中
		杉並区	新防火	都	整備地域内	実施中
		中野区	新防火	都	整備地域内	実施中
		中野区	街路	都	環状 6 号線	事業中
		中野区	街路	都	放射 6 号線	事業中

注 1：事業区分は P.185 参照

注 2：事業中・予定の別は平成 20 年度末現在

注 3：※1 は、木密事業において、コーディネート業務や主要生活道路の整備を都市機構と連携して実施

No.	地域名称	関係区	事業区分	事業主体	事業地区名	事業中・ 予定の別
8	阿佐谷・ 高円寺周辺 地域	杉並区	新防火	都	整備地域内	実施中
		杉並区	街路	区	補助 227 号線	予定
		杉並区	木密	区	阿佐谷南・高円寺南地区	予定
		杉並区	地区計画	区	気象研究所跡地周辺地区	実施中
9	大和町・野方 地域	杉並区	街路	都	補助 133 号線	事業中
		中野区	新防火	都	整備地域内	実施中
		中野区	街路	都	補助 74 号線	予定
		中野区	街路	都	補助 133 号線	予定
		中野区	公園	区	平和の森公園	実施中
		中野区	木密	区	平和の森公園周辺地区	事業中
		中野区	地区計画	区	平和の森公園周辺地区	実施中
		中野区	木密	区	野方・沼袋地区	予定
10	南長崎・ 長崎・落合 地域	新宿区	街路	都	環状 6 号線	事業中
		豊島区	新防火	都	整備地域内	予定
		豊島区	街路	都	環状 6 号線	事業中
		豊島区	街路	都	補助 26 号線(補助 229 号線~補助 172 号線)	予定
		豊島区	街路	都	補助 26 号線(千早~放射 36 号線)	予定
		豊島区	防災街区	区	南長崎 2・3 丁目地区	予定
11	東池袋・大塚 地域	豊島区	新防火	都	整備地域内	予定
		文京区	新防火	都	整備地域内	予定
		文京区	街路	都	環状 4 号線(補助 76 号線付近)	事業中
		文京区	街路	都	環状 4 号線(放射 26 号線~放射 8 号線)	予定
12	池袋西・ 池袋北・ 滝野川地域	板橋区	街路	区	補助 173 号線	事業中
		北区	新防火	都	整備地域内	予定
		豊島区	新防火	都	整備地域内	予定
		豊島区	街路	都	環状 5 の 1 号線	予定
		豊島区	街路	区	補助 173 号線	事業中
		豊島区	不燃化	区	補助 173 号線	予定
		豊島区	木密	区	上池袋地区	事業中
		豊島区	防災街区	区	上池袋地区	予定
		豊島区	木密	区	池袋本町地区	事業中

注 1 : 事業区分は P.185 参照

注 2 : 事業中・予定の別は平成 20 年度末現在

No.	地域名称	関係区	事業区分	事業主体	事業地区名	事業中・ 予定の別
13	大谷口周辺 地域	豊島区	新防火	都	整備地域内	予定
		豊島区	街路	都	補助 26 号線	事業中
		板橋区	新防火	都	整備地域内	予定
		板橋区	沿地区	区	板橋区環状 7 号線	実施中
		板橋区	沿地区	区	板橋区川越街道 A 地区	実施中
		板橋区	地区計画	区	向原三丁目地区	実施中
		練馬区	新防火	都	整備地域内	予定
14	千駄木・ 向丘・ 谷中地域	文京区	新防火	都	整備地域内	予定
		文京区	街路	都	環状 4 号線	予定
		文京区	街路	都	補助 94 号線	事業中
		台東区	木密	区	谷中 2・3・5 丁目地区	事業中
		荒川区	再開発	組合	ひぐらしの里（西・中央・北）	事業中
15	西ヶ原・巣鴨 地域	豊島区	新防火	都	整備地域内	予定
		豊島区	街路	都	放射 9 号線	事業中
		豊島区	防災街区	区	染井霊園周辺地区	予定
		北区	新防火	都	整備地域内	実施中
		北区	街路	区	補助 181 号線	事業中
		北区	防災公園	区	東京外語大跡地	事業中
		北区	木密 (UR) ※1	区	西ヶ原地区	事業中
16	十条・赤羽西 地域	北区	新防火	都	整備地域内	実施中
		北区	地区計画	区	整備地域内	予定
		北区	木密	区	整備地域内	予定
		北区	街路	都	補助 73 号線（JR 埼京線以北）	事業中
		北区	街路	都	補助 83 号線	予定
		北区	街路	都	補助 86 号線	予定
		北区	街路	区	補助 243 号線	予定
17	志茂地域	北区	新防火	都	整備地域内	実施中
		北区	街路	都	放射 10 号線	事業中
		北区	スーパー堤防	都・区	神谷三丁目地区	事業中
		北区	スーパー堤防	都・区	神谷三丁目南地区	事業中
		北区	木密	区	志茂地区	事業中

注 1：事業区分は P.185 参照

注 2：事業中・予定の別は平成 20 年度末現在

注 3：※1 は、木密事業において、コーディネート業務や主要生活道路の整備を都市機構と連携して実施

No.	地域名称	関係区	事業区分	事業主体	事業地区名	事業中・ 予定の別
18	荒川地域	北区	新防火	区	整備地域内	予定
		北区	街路	都	補助 90 号線	予定
		台東区	木密	区	根岸 3・4・5 丁目地区	事業中
		台東区	街路	都	環状 4 号線（大関横丁交差点）	予定
		荒川区	新防火	都	整備地域内	実施中
		荒川区	街路	区	補助 107 号線	事業中
		荒川区	街路	区	補助 189 号線	予定
		荒川区	不燃化	区	補助 189 号線	完了
		荒川区	近隣まちづくり 推進制度	区	地区全域	実施中
		荒川区	街路	区	補助 331 号線	予定
		荒川区	街路	都	補助 90 号線（西尾久 7 丁目）	事業中
		荒川区	街路	都	補助 90 号線（補助 100 号線以東）	予定
		荒川区	街路	区	補助 193 号線	予定
		荒川区	再開発	組合	南千住西口駅前地区	事業中
		荒川区	不燃化	区	放射 12 号線（補助 107 号）	事業中
		荒川区	木密 (UR) ※1	区	荒川 2・4・7 丁目地区	事業中
		荒川区	地区計画	区	南千住 1・荒川 1 丁目地区	実施中
		荒川区	地区計画	区	荒川 2・4・7 丁目地区	予定
19	浅草北部 地域	台東区	街路	都	環状 3 号線	事業中
		台東区	街路	都	環状 4 号線（大関横丁交差点）	予定
		台東区	不燃化	区	土手通り・地方橋通り	事業中
20	千住地域	足立区	新防火	都	整備地域内	事業中
		足立区	住市総	区	千住大川端地区	事業中
		足立区	不燃化	区	補助 119 号線地区	予定
		足立区	地区計画	区	千住 3 丁目地区	実施中
		足立区	木密	区	千住仲町地区	事業中
		足立区	防災街区	区	千住仲町地区	実施中

注 1：事業区分は P.185 参照

注 2：事業中・予定の別は平成 20 年度末現在

注 3：※1 は、木密事業において、コーディネート業務や主要生活道路の整備を都市機構と連携して実施

No.	地域名称	関係区	事業区分	事業主体	事業地区名	事業中・ 予定の別
21	西新井駅 西口一帯 地域	足立区	新防火	都	整備地域内	予定
		足立区	街路	都	補助 136 号線	事業中
		足立区	不燃化	区	補助 136 号線関原・梅田地区	事業中
		足立区	不燃化	区	補助 136 号線扇・本木地区	事業中
		足立区	街路	都	放射 11 号線	事業中
		足立区	街路	区	補助 254 号線	予定
		足立区	不燃化	区	補助 254 号線	予定
		足立区	木密	区	関原 1 丁目地区	事業中
		足立区	防災街区	区	関原 1 丁目地区	実施中
		足立区	地区計画	区	扇 1 丁目地区	実施中
		足立区	防街事業	区	関原 1 丁目地区	予定
22	足立地域	足立区	新防火	都	整備地域内	予定
		足立区	防災街区	区	足立 1・2・3 丁目地区	実施中
		足立区	木密	区	足立 1・2・3 丁目地区	事業中
23	北砂地域	江東区	新防火	都	整備地域内	予定
24	墨田区北部 ・ 亀戸地域	江東区	新防火	都	整備地域内	予定
		江東区	不燃化	区	亀戸 3 丁目地区	予定
		墨田区	新防火	都	整備地域内	実施中
		墨田区	街路	都	補助 120 号線（京成線以南）	事業中
		墨田区	街路	都	補助 120 号線（京成線以北）	事業中
		墨田区	連立	都	京成押上線	事業中
		墨田区	木密	区	北部中央地区	事業中
		墨田区	不燃化※2	区	放射 13 号線	事業中
		墨田区	不燃化	区	補助 120 号線	事業中
		墨田区	不燃化※2	区	環状 4 号線	事業中
		墨田区	不燃化※2	区	補助 116 号線	事業中
25	平井地域	江戸川区	新防火	都	整備地域内	予定
		江戸川区	木密	区	未定	予定
		江戸川区	防火地域	区	放射 14 号線沿道	実施中

注 1：事業区分は P.185 を参照

注 2：事業中・予定の別は平成 20 年度末現在

注 3：※2 は、墨田区による補助事業

No.	地域名称	関係区	事業区分	事業主体	事業地区名	事業中・ 予定の別
26	立石・ 四つ木・ 堀切地域	葛飾区	新防火	都	整備地域内	予定
		葛飾区	街路	区	補助 272 号線	予定
		葛飾区	街路	区	補助 264 号線	予定
		葛飾区	スーパー堤防	都・区	東立石地区	完成
		葛飾区	都市公園	区	東立石緑地公園	事業中
		葛飾区	木密 (UR) ^{※1}	区	東立石 4 丁目地区	事業中
		葛飾区	防災街区	区	東立石 4 丁目地区	実施中
		葛飾区	木密	区	堀切地区	予定
		葛飾区	地区計画	区	堀切地区	予定
27	松島・ 新小岩駅周辺 地域	江戸川区	新防火	都	整備地域内	予定
		江戸川区	木密	区	松島 3 丁目地区	事業中
		江戸川区	防災街区	区	松島 3 丁目地区	実施中
		葛飾区	新防火	都	整備地域内	予定
		葛飾区	スーパー堤防	都	西新小岩地区	事業中
		葛飾区	街路	区	葛飾特殊街路第 1 号線	事業中
		葛飾区	街路	区	JR 新小岩駅南北自由通路	予定
		葛飾区	街区再編	区	新小岩	予定
28	南小岩・ 東松本地域	江戸川区	新防火	都	整備地域内	予定
		江戸川区	街路	区	補助 285 号線	予定
		江戸川区	街路	都	補助 142 号線	予定
		江戸川区	木密	区	南小岩 7・8 丁目地区	事業中
		江戸川区	地区計画	区	整備地域内	予定
		江戸川区	街路	区	補助線街路 (新規決定予定)	予定
		江戸川区	区画整理	区	JR 小岩駅周辺地区	予定
		江戸川区	再開発	区	JR 小岩駅周辺地区	予定

注 1 : 事業区分は P. 185 参照

注 2 : 事業中・予定の別は平成 20 年度末現在

注 3 : ※1 は、木密事業において、コーディネート業務や主要生活道路の整備を都市機構と連携して実施

資料5 防災都市づくりに資する事業等一覧

表資8 防災都市づくりに資する事業等一覧

区分	事業名	略称	備考
基盤整備型事業	沿道一体整備事業	沿道一体	
	市街地再開発事業	再開発	
	街路事業	街路	
	連続立体交差事業	連続立体	
	公園整備事業	公園	
	河川整備事業	河川	
	防災街区整備事業	防街事業	
	敷地整序型土地区画整理事業	敷地整序	
修復型事業	木造住宅密集地域整備事業※1	木密	本計画では密集事業、木密事業を合わせて実施する地区を表します。
	緊急木造住宅密集地域防災対策事業	緊木	
	都市防災不燃化促進事業※1	不燃化	
	防災生活圈促進事業	防災生活	
	住市市街地総合整備事業(密集型)	密集	本計画では密集事業に合わせて、木密事業を実施しない地区を表します。
	延焼遮断帯形成事業	延焼遮断帯	密集事業のメニューの一つ
	住宅地区改良事業	住宅改良	
	都市防災総合推進事業	防災総合	
	地区公共施設等整備	地区公共	
規制・誘導策	地区計画(一般型)	地区計画	
	防災街区整備地区計画	防災街区	
	地区計画(街並み誘導型)	まちなみ	
	沿道地区計画	沿道地区	
	防火地域	防火地域	
	特定防災街区整備地区	特定防災	
	避難経路協定	避難協定	
	東京都建築安全条例による防火規制	新防火	
	街区再編まちづくり制度	街区再編	
	緑化地域	緑化地域	
他	都有地活用プロジェクト	都有地活用	
	住市市街地総合整備事業(拠点型)	住市総	

※1：東京都制度要綱による事業

資料6 計画における道路整備等での不燃化と耐震化の連携イメージ

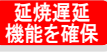
【都市計画道路等の広幅員の道路】

分類	整備内容
延焼遮断帯	都市計画道路の整備※ ² 及び沿道建築物の不燃化の促進
緊急輸送道路※ ¹	道路閉そくのおそれのある建築物の耐震化の促進
延焼遮断帯のうち緊急輸送道路に指定されている道路	道路閉そくのおそれのある建築物は耐震化を促進 木造建築物は、不燃化を促進

※¹ 指定拠点と他県及び指定拠点間を結ぶ現況幅員10m以上の道路から指定

※² 都市計画道路の整備が完了している場合は、沿道建築物の不燃化のみ。

【都市計画道路等以外の生活道路（整備地域内）】

分類	整備の方向性	整備方策	備考
防災上有効な生活道路※ ¹ (現況幅員6m程度以上)	緊急車両の通行を確保し、迅速な避難や救急・消火活動を可能とする。 (最終的に、沿道建築物の不燃化により延焼遅延機能を確保。)	建築物の耐震化※ ³ による道路閉そくの防止  中長期的取組 建替えに合わせた不燃化の誘導 	建替え時の不燃化を担保するため、新防火規制等の導入を促進
木密事業実施地区 主要生活道路※ ² (現況幅員4m程度→6mに拡幅)		・建替えに合わせて道路を拡幅 ・建築物の耐震化※ ³ による道路閉そくの防止 中長期的取組 建替えに合わせた道路拡幅及び不燃化の誘導  	
優先整備路線 (現況幅員4m程度→6mに拡幅)		・公共整備型により道路を拡幅 ・道路拡幅に伴う耐震化、不燃化 (木密事業等により支援)  	
その他の生活道路 (現況幅員6m程度未満)	安全な避難を確保。	建築物の耐震化※ ³ による道路閉そくの防止 中長期的取組 建替えに合わせた不燃化の誘導	木密事業実施地区では、主要生活道路の道路幅員を確保するため、地区計画等の導入を促進

※¹ 防災上有効な生活道路とは、緊急車両の通行が可能であり、救急・消火や避難上有効な幅員(6m程度)を有する道路をいう。

※² ここでの主要生活道路は、木密事業において、拡幅整備(現況4m程度から6m程度に拡幅することが一般的)を行う道路をいう。

主要生活道路のうち優先整備路線に位置付けた道路については、行政が積極的に地権者に働きかけ、道路拡幅を行い、その他の主要生活道路については、建替えに合わせて道路拡幅を行っている。

※³ 整備地域内では、新耐震基準導入以前に建築された木造建築物を対象(6m以下の道路に面するものに限る。)に耐震改修(建替えによる耐震化も対象)に対する助成を実施している。

資料 7 不燃領域率

本計画では、市街地の延焼性状を評価する一つの指標として、不燃領域率を用いています。不燃領域率の算定方法は、建設省（現国土交通省）総合技術開発プロジェクト都市防火対策手法をもとに、小規模空地や準耐火建築物に対する東京都としての検討結果を加味しています。

$$\text{不燃領域率} = \text{空地率} + (1 - \text{空地率} / 100) \times \text{不燃化率} (\%)$$

$$\text{空地率} : \{(S+R) / T\} \times 100 (\%)$$

S : 短辺又は直径 10m以上で、かつ、面積が 100 m²以上の水面、鉄道敷、公園、運動場、学校、一団地の施設などの面積

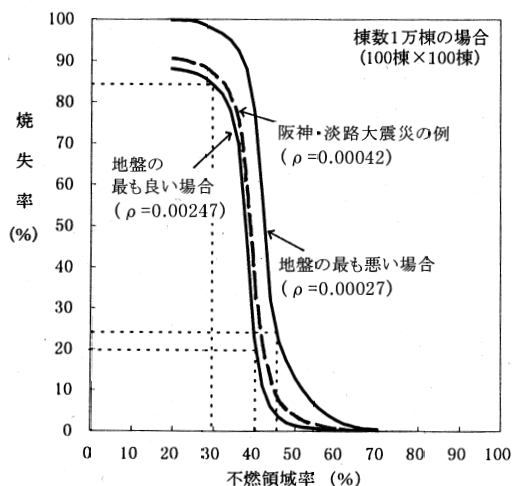
R : 幅員 6 m以上の道路面積 T : 対象市街地面積

$$\text{不燃化率} : (B/A) \times 100 (\%)$$

B : 耐火建築物建築面積 + 準耐火建築物建築面積 × 0.8

A : 全建築物建築面積

不燃領域率は、空地率と不燃化率の2つの指標によって構成されます。一定以上の広さの空地と道路が多く、耐火建築物や準耐火建築物の燃えにくい建築物の割合が増すと、市街地が延焼しにくくなることを示しています。不燃領域率と市街地の延焼性状との関係は以下のとおりです。



図は、原出典（建設省総合技術開発プロジェクト報告書 昭和 58 年）の図に阪神・淡路大震災の例を参考として加えたものです。

図の2本の実曲線は関東大震災規模の地震想定で4種類の地盤条件による想定出火率 ρ のうち、地盤条件の最も良い場合と悪い場合の出火率を用いたシミュレーション結果です。

出典：木造住宅密集地域整備プログラム
(平成 9 年 東京都)

不燃領域率が 30%程度の市街地では、延焼による焼失率は 80%を超えています。一方、不燃領域率が 40%以上の水準に達すると、市街地の焼失率は急激に低下し、20~25%程度にとどまるようになります。不燃領域率が 40%以上の水準に達すると、市街地の延焼がゆるやかなものとなり、市街地大火への拡大抑制、避難時間の確保及び消火活動などの有効な展開が図られ、災害時の基礎的安全性が確保されと考えられます。

また、不燃領域率が 60%以上に達すると、延焼による焼失率は 0%に近づき、延焼が抑制されと考えられ、70%を超えると延焼による焼失率はほぼゼロとなります。

資料 8 用語の説明

〔あ行〕

NPO

Non-profit Organizationの略で、営利を目的としない民間団体を指し、民間非営利団体などと訳される。1998（平成10）年12月に施行された特定非営利活動促進法に基づき、まちづくりの推進等17分野の活動に該当する活動を行い、同法の要件を満たす団体は、特定非営利活動法人として法人格を取得することができる。

延焼遮断帯形成事業

密集市街地内部において、幅員 6 m以上の道路空間を有する道路の整備と沿道の建築物の耐火・準耐火建築物への建替え等を合わせて実施することにより、いわゆる「ミニ延焼遮断帯」の形成の促進を目指す住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）のメニューのひとつ。

耐火・準耐火建築物の外壁、開口部、屋根等の延焼遮断機能を有する部分の整備に要する費用の一部などが補助対象となる。

沿道一体整備事業（一体開発誘発型街路事業）

骨格となる都市計画道路の整備を行い、これに合わせて、都と区が連携して、民間活力を誘導しつつ地域住民の意向を反映した沿道でのまちづくりを同時に進め、沿道の効率的な土地利用を促進する手法。特に木造住宅密集地域においては、道路整備と連携した建物の共同化などによる沿道の不燃化により、延焼遮断帯の形成を図る。

〔か行〕

街区再編まちづくり制度

密集市街地など、まちづくりの様々な課題を抱える地域において、細分化された敷地の統合や行き止まり道路の付替えなどを行いながら、共同建替え等のまちづくりを進めることにより、魅力ある街並みを実現しようとする制度

街路事業

都市部における交通渋滞の解消やアクセスの向上、防災性の向上などを図るため、都市計画決定された道路を整備する事業

協調化

隣接する複数の敷地で、建築物は個々に建築するが、その際に壁面、高さや通路の位置、外壁の色・形状等のデザインを統一したり、敷地利用を一体化して相互に利用できる空間を造ったりする建替えをいう。

緊急輸送道路

震災時の救助や物資輸送などを円滑に行うため、応急活動の中心となる防災拠点や庁舎等を相互に結ぶ道路。緊急輸送道路は、避難や消火活動等を行う上でも有効な空間となることが期待できる。

高齢者円滑入居賃貸住宅の登録・閲覧制度

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を行い、高齢者にその住宅の情報を提供し、高齢者の居住の安定確保を図る制度

高齢者向け返済特例制度

高齢者（借入申込時 60 歳以上）が独立行政法人住宅金融支援機構のまちづくり融資又はリフォーム融資を利用し、共同建替事業や耐震改修工事等を行う場合、利息のみ毎月返済し、元金は借入申込者の死亡時に、相続人が一括返済又は担保提供された建築物・土地を処分することで返済する制度

高齢者向け優良賃貸住宅制度

バリアフリー仕様など一定の整備基準を満たす高齢者向けの優良な賃貸住宅を民間土地所有者等が認定事業者として整備、管理するもので、整備費及び家賃減額に要する費用の補助を行っている（国と都と区市町村とで補助を実施）。

〔さ行〕

市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、細分化された土地を統合し、建築物と公共施設とを一体的に整備することにより、木造住宅密集地域や住宅、店舗及び工場等が混在して環境の悪化した市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする事業

敷地整序型土地地区画整理事業

地権者が主体となった個人又は組合施行等による敷地レベルの小規模な土地地区画整理事業。

一定の基盤整備がなされている既成市街地内の地域で、空地・駐車場等の小規模かつ不整形な低未利用地が散在し、早急に土地の有効利用を図ることが必要な地区にお

いて、相互に入り込んだ少数の敷地を対象として、整序を図るものである。

従来の土地地区画整理事業の技術基準の弾力化を図り、換地による交換分合を通じた敷地の集約化を主眼としている。

住宅市街地総合整備事業

既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善及び街なか居住の推進等を図るため、住宅や公共施設の整備等を総合的に行う事業。

拠点開発型（拠点的な住宅開発を中心とした整備に関連して行われる。）や密集住宅市街地整備型（密集住宅市街地整備に関連して行われる。）などがある。

住宅地区改良事業

不良住宅が密集して、保安、衛生などに関し危険、有害な状況にある地区で国土交通大臣が指定した改良地区について、区市町村又は都道府県が不良住宅の除却、跡地の整備、改良住宅等の建設を行う事業

準耐火建築物

耐火建築物以外の建築物で、次のイ又はロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に建築基準法施行令で定める構造の防火戸その他の防火設備を有するものをいう。

イ 主要構造部（壁、柱、床、梁、屋根等）を準耐火構造としたもの

ロ イの建築物以外で、イと同等の耐火性能を有するものとして建築基準法施行令で定める技術基準に適合するもの

新耐震基準

耐震基準とは、地震に対して、建築物を安全に設計するための基準であるが、現行の耐震基準（1981（昭和56）年導入）は「新耐震基準」と呼ばれており、中規模の地震（震度5強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めてまれにしか発生しない大規模の地震（震度6強から震度7程度）に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている。

住まいづくり・まちづくり協力員制度

密集住宅市街地整備に関する法制度、各種補助制度等について十分な知識を備えた工務店やハウスメーカー等を協力員として登録し、建築相談を行うなど、老朽木造建築物の建替えの促進を図り、密集住宅市街地の防災性の向上と居住環境の改善の推進を目的とした制度

〔た行〕

耐火建築物

その主要構造部（壁、柱、床、梁、屋根等）が耐火構造又は建築基準法施行令で定める技術的基準に適合する性能を持つ建築物であり、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に建築基準法施行令で定める防火戸その他の防火設備を有するものをいう。

地域危険度

東京都震災対策条例に基づき、5年おきに地震に関する地域危険度測定調査を行い、公表している指標。地震に起因する以下の3つの危険性を町丁目ごとに測定し、危険

性の度合いを5つのランクに分けて評価。

- ・建物倒壊危険度：地震動に起因する建物倒壊被害の危険性を測定したもの
- ・火災危険度：地震時に発生する出火による建物の延焼被害の危険性を測定したもの
- ・総合危険度：建物倒壊危険度及び火災危険度を合わせた危険性を測定したもの

地区計画

都市計画法に基づき、地区レベルの視点から、道路、公園等の配置・規模や建築物の用途・形態等について地区の特性に応じたきめ細かな規制を行う制度

地区内残留地区

地区の不燃化が進んでおり、万が一火災が発生しても地区内に大規模な延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない地区。33箇所、約90km²が指定されている（平成20年2月指定）。

東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業

震災時における避難や救急・消火活動、緊急物資輸送や復旧活動の円滑化を図るため、倒壊により緊急輸送道路を閉そくさせるおそれのある建築物対象に、耐震診断費用の一部を助成するほか、耐震診断の結果、耐震性が不十分であるなど一定の要件を満たす建築物を対象に耐震改修費用の一部を助成する。都は、耐震診断・耐震改修事業を行う区市町村に対して助成を行っている。

東京都建築安全条例に基づく防火規制

建築物の不燃化を促進し木造住宅密集地域の再生産を防止するために災害時の危険性の高い地域等について指定し、建築物の耐火性能を強化する規制。原則として、指定された地域のすべての建築物は準耐火建築物又は耐火建築物とし、延べ面積が 500 m²を超えるものは耐火建築物としなければならない。この規制により、更新時において、木造住宅等は少なくとも準耐火建築物への建替えが誘導される。

東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度

都が指定した指定登録機関（財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター）が実施する講習会を受講し、考査に合格するなど、一定の要件を満たす耐震診断事務所を登録し、公表することにより、住宅の耐震化に取り組もうとする都民が、安心して耐震診断を実施できるよう環境を整備することを目的とした制度

特定防災街区整備地区

密集市街地における特定防災機能（火事又は地震が発生した場合において、延焼防止及び避難上確保されるべき機能）の確保や、土地の合理的かつ健全な利用を図るために定める都市計画法に基づく地域地区の一つ。特定防災街区整備地区では、防火上の構造制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の間口率の最低限度及び建築物の高さの最低限度を定めることができる。

都市計画の提案制度

地域住民等のまちづくりの動きを都市計画に積極的に取り込むことを目的として創設。一定の要件を満たす場合には、土地所有者、まちづくり NPO、まちづくり協議会等は地方公共団体に対して、都市計画の提案を行うことができる。

都市防災総合推進事業

防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図るため、都市の防災構造化や住民の防災に対する意識向上を推進する事業。

地方公共団体が策定する「都市防災事業計画」に基づき、国が年度ごと補助金を一括交付する。地方公共団体は、自らの裁量により、地区ごとの配分や事業メニューごとの配分を定めることができる。

補助メニューは、①地震等の災害に対する危険性を総合的に判断する災害危険度判定調査、②住民等の主体的なまちづくり活動に対する支援、③地区内の道路・公園等の整備、④避難地・避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する事業である。

都市防災不燃化促進事業

不燃化促進区域内において2階建て以上の耐火建築物又は準耐火建築物を建築する者に対し、建築物の1階から3階までの床面積の合計に応じ、建築費の一部を助成する。事業主体は区で、当事業を行う区に対して、都及び国から補助金を交付している。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる事業。道路、公園など公共施設用地を

生み出すために土地の所有者から土地の一部を提供してもらい、宅地の形を整えて交付する。

〔は行〕

避難経路協定

土地所有者等の全員の合意により、火事又は地震が発生した場合に避難上必要な経路の整備又は管理に関する事項（避難経路の幅員の基準、避難上支障となる工作物の設置に関する基準等）を定める協定

避難道路

住民を避難場所へ安全に避難させる道路。東京都震災対策条例に基づき、知事が指定する。

避難道路は、避難場所への距離がおおむね3km以上となる地域や火災による延焼の危険性が著しく高い地域を対象に、幅員15m以上の道路を中心として主要な避難経路をあらかじめ指定する。区部において、20系統、77路線、延長78kmが指定されている（平成20年2月指定）。

避難場所

大地震に伴って発生し得る大規模な市街地火災のふく射熱に対して安全な面積が確保され、避難者の安全性を著しく損なうおそれのある施設がない、公園、グラウンド、緑地、耐火建築群で囲まれた空地等で、住民等が避難できる安全な場所。区部については、東京都震災対策条例に基づき知事が指定する。平成20年2月現在、222か所（地区内残留地区を含む。）が指定されている。

多摩地域では、各市町村が策定する地域

防災計画に従って指定している。

その他避難に関して、学校のグラウンドや神社・仏閣の境内など、広域避難場所に避難する前に近隣の避難者が一時的に集合して様子を見たり、避難のために一時的に集団を形成する場所を一時（いつとき）集合場所という。更に、地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を一時的に受入れ、保護するために開設する学校、公民館等の建物を避難所という。

不燃領域率

市街地の「燃えにくさ」を表す指標。建築物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算出し、不燃領域率が70%を超えると市街地の焼失率はほぼ0となる。

不燃領域率の算出方法については、建設省総合技術開発プロジェクト都市防火対策手法を基に、東京都の検討結果を加味しており、空地率については、短辺又は直径10m以上で、かつ、面積が100㎡以上の水面、鉄道敷、公園、運動場、学校、一団地の施設など及び幅員6m以上の道路を対象としている。また、不燃化率については、準耐火建築物の建築面積の0.8倍を算入している。

不燃領域率（ F_t 、単位：％）

$$= \text{空地率} + (1 - \text{空地率} / 100) \times \text{不燃化率}$$

空地率

$$= (\text{一定規模以上の公園等面積} + \text{幅員6m以上の道路面積}) / \text{対象市街地面積}$$

不燃化率

$$= (\text{耐火建築物の建築面積} + \text{準耐火建築物の建築面積} \times 0.8) / \text{全建築物建築面積}$$

防火地域・準防火地域

都市計画法に基づく地域地区の一種。

主として商業地など、建築物の密集している市街地において、建築物の構造を制限することによって不燃化を図り、市街地における火災の危険を防除するために指定される。

これらの地域における建築物に関する制限は、建築基準法により定められており、防火地域や準防火地域においては、一定規模以上の建築物は耐火又は準耐火建築物としなければならない。また準防火地域内の木造建築物は延焼防止のため構造の一部を防火構造としなければならない、火災発生時における延焼の防止が図られている。

防災街区整備事業

防災性と居住環境の向上を目指し、権利変換による土地・建物の共同化を基本としつつ、例外的に個別の土地への権利変換を認める柔軟かつ強力な事業手法を用いながら、老朽化した建築物を除却し、防災性能を備えた建築物及び公共施設の整備を行う都市計画事業

防災街区整備地区計画

「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」に基づく地区計画制度。地区の防災機能の確保の観点から主要な道路等の公共施設を地区防災施設として位置付け、これに沿って建築物の耐火構造化を促進すること等によって、道路と建築物が一体となって延焼防止機能や避難機能を確保することを目的としている。

防災生活圏

延焼遮断帯に囲まれた圏域。火を出さない、もらわないという視点から、市街地を一定のブロックに区切り、隣接するブロックへ火災が燃え広がらないようにすることで大規模な市街地火災を防止する。防災生活圏は、日常の生活範囲を踏まえ、おおむね小学校区程度の広さの区域としている。

防災生活圏促進事業

防災生活圏の形成を具体的に推進するため、防災生活圏の外郭を形成する延焼遮断帯の整備とこれに囲まれた圏域内で、ハード・ソフトの両面にわたる防災まちづくりを総合的に進めていくことにより、防災生活圏を形成し、安心して住める、逃げないで済むまちづくりを目的とする事業。

区が事業主体となつて行う防災まちづくり事業等に対して都が助成、指導を行う。

〔ま行〕

まちづくり専門家等登録派遣制度

共同建替え、公共施設整備等のまちづくり活動を支援するため、1級建築士、弁護士や不動産鑑定士等のまちづくりの分野で活動している者を登録し、区市や住民等に紹介する制度

街並み誘導型地区計画

地区の特性に応じた建築物の高さ、配列及び形態を地区計画として一体的に定め、工作物の設置の制限等必要な規制を行うことにより、前面道路幅員による容積率制限などの建築物の形態に関する制限の緩和を行い、個別の建築活動を通じて街並みを誘

導しつつ、土地の合理的かつ健全な有効利用の推進及び良好な環境の形成を図ることを目的とした制度

木造住宅耐震化助成事業

整備地域では地震時の建物の倒壊により避難や救助・消火活動等に支障を来し、大規模な市街地火災につながるおそれがある。このため、整備地域内の昭和 56 年以前に建築された木造住宅を対象に、耐震診断費用の一部を助成するほか、耐震診断の結果、耐震性が不十分であるなど、一定の要件を満たす木造住宅を対象に耐震改修費用の一部を助成している。

都は、耐震診断・耐震改修事業を行う区に対して助成を行っている。

木造住宅密集地域

本計画では、木造住宅密集地域整備プログラム（平成 9 年 東京都）で指定された木造住宅密集地域のうち、平成 18、19 年の土地利用現況調査により算出した不燃領域率 60%未満の地域を木造住宅密集地域（約 16,000ha）とする。なお、木造住宅密集地域整備プログラムでは、以下の各指標のいずれにも該当する地域（町丁目）を木造住宅密集地域として抽出。

- ・木造建築物棟数率※¹ 70%以上
- ・老朽木造建築物棟数率※² 30%以上
- ・住宅戸数密度 55 世帯/ha 以上
- ・不燃領域率 60%未満

※ 1 木造建築物棟数率：

木造建築物棟数/全建築物棟数

※ 2 老朽木造建築物棟数率：

昭和 45 年以前の木造建築物棟数/全建築物棟数

木造住宅密集地域整備事業

老朽化した木造住宅等が密集し、かつ、公共施設等の整備が不十分な地域において、老朽建築物の除却・建替えを促進するとともに、生活道路や公園などを整備し、防災性の向上と居住環境の整備を総合的に行う事業。

「防災都市づくり推進計画」における重点整備地域・整備地域を対象として実施することとしている。各事業地区では、当事業と併せて国の住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）を導入している。

具体的には、老朽建築物の除却や建替え、生活道路や公園の整備、コミュニティ住宅の整備などに要する費用の一部を区市町村に対して助成するものである。

〔や行〕

誘導容積型地区計画

地区整備計画の区域の特性に応じて、目標とする容積率（目標容積率）と、地区の公共施設の整備の状況に応じた容積率（暫定容積率）という 2 つの容積率を定め、現状では暫定容積率を適用して市街地環境を保全し、地区施設等の整備の状況に応じて、特定行政庁の認定により目標容積率を適用し、良好な市街地整備と土地の有効利用を図ることを目的とした地区計画

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、企画段階からできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って検討、整備することであり、その対象は、都市施設や製品にとどま

らず、教育や文化、情報提供等に至るまで多岐にわたる。

〔ら行〕

連続立体交差事業

都市を分断している鉄道を高架化又は地下化することにより、多数の踏切を除却し、踏切事故の解消、道路交通の円滑化、市街地の一体的発展を図るために行われる都市計画事業の一つ。

数多くの踏み切りを同時に除却することから、交通事故、交通渋滞を解消でき、鉄道にとっても安全性が増大するなどの効果がある。

連たん建築物設計制度

複数の敷地で構成される一団の土地の区域内において、既存建築物の存在を前提とした合理的な設計により、新たに建築物を建築する場合に適用される制度。

各建築物の位置及び構造が安全上、防火上、衛生上支障がないと特定行政庁が認めるものについては、建築基準法の特定の規定(接道義務、容積率、建ぺい率、道路・隣地斜線制限など)の適用について、建築物の個々の敷地ごとではなく、各建築物が同一敷地内にあるとみなして適用する。